



青色申告会の元気企業

5代続く こうじ造り 松本甲一郎商店

「カビ」の一種とのこと。「へーっ、なるほど」なんて思っていたら渡町の松本甲一郎商店がこうじを造っているという情報を得た。公民館や婦人会などで自家製味噌造りをしている人たちには知られたお店らしい。

店主の隆博さんは、今年44歳になる申年生まれ。東京でサラリーマン生活をしてきたが15年ほど前店の後を継ぐため帰郷。

塩こうじ(麴・糀)なるものが最近ブームとなっている。発酵食品である塩こうじは、ビタミンや乳酸菌を豊富に含んでおり、整腸作用、美肌作用、老化防止などが期待される健康調味料だという。

こうじは、日本の伝統食品である味噌、醤油、酢、酒、漬け物造りなどの主役だ。こうじ菌は、正式には「日本こうじか



米こうじを手にする松本隆博代表

お父さんの明博さんからこうじ造りの技術を引き継いだ。

松本甲一郎商店の商店名にもなっている甲一郎さんは、隆博さんの曾祖父にあたるが、こうじ造りの歴史は、さらにその先代からで、曾々祖父の名前入りもろぶたを見せたいだいた。その昔、こうじ造りに使用したもののだとのこと。ちなみに屋号は「上こうじ屋」。

取扱商品は、米こうじ、麦こうじ(金山寺こうじ)、味噌、はま漬、味噌漬、奈良漬、ヤタラ漬、さいみそ、そして塩こうじ。味噌は一般家庭からのオーダーメイド(米、大豆などを持ち込んでよい)の仕込み味噌にも

応じている。仕込み味噌は家庭で熟成させるのでその家の空気を吸い、その家の味になっていくのだという。商品は、「マルマツ」のブランド名で市内のスーパーなどにも卸している。

こうじ造りは、ムロ(こうじを造る部屋)で行う。なにしろ「カビ」を繁殖させるわけだから、ムロの中は高温多湿状態。作業中は、一日に何度も着替えるそうだ。こうじは



【事業所のあらまし】
 事業所名 松本甲一郎商店
 代表者 松本 隆博
 所在地 境港市渡町1188
 事業内容 味噌など調味料製造
 TEL 45-0438
 店売りの時間 9~17時
 (日曜、祝祭日は除く)

知って得る?

暮らしに役立つ インターネットとIT No.3

詐欺に対する心構え

最近、様々な手段を使った詐欺が横行していますので、注意しましょう。詐欺に対する心がまえは、個人情報(預金通帳、携帯電話、名簿など)を相手に教えない、知らせない、さとられないことです。

名簿は、本人及び親族の住所、氏名、生年月日、勤務先、電話番号(自宅、勤務先、親族)などの情報源として特に注意を要します。

詐欺の手段としては、次のようなものがあります。

【振り込め詐欺(オレオレ詐欺)】
 いろいろな方法で電話番号を調べて電話かけ、「オレオレ」と言って、子供になりすまし、多額の金額を指定口座に振り込ませる。

【口座の売買・譲渡】
 知人から、銀行口座を貸すだけでお金を得ることができるアルバイトがあると勧誘する。口座を売るように依頼する(譲渡等の行為)。

【名簿・融資詐欺】
 低金利で融資すると誘い、申し込むと、本人や親族の情報を得て、詐欺、やみ金融に利用する。

【フィッシング詐欺】
 実在する業者からの電子メールを装い、受信者に「偽のホームページ」にアクセスするよう仕向けて、個人情報を入力し、その情報をもとに金品をだまし取る。(T)

足かけ4日で完成する。味噌袋に天然醸造と書いてあるのに気がついた。尋ねると、天然醸造とは自然に任せてじっくり発酵、熟成させる昔ながらの製法のこと、製品になるのに半年は掛かるといふ。もちろん無添加。市販味噌は加温して醸造期間を短縮するのが一般的だ。

漬物類も「保存料、着色料等使用せず」とあり、こだわりを感じる。隆博さんの「こうじ造りを通じて、地域の食文化を守っていきたい」との言葉が頼もしく思えた。最後に、「焼きピーマンにさいみそ」お試しあれ。(H)

間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができず。また、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年度分の所得に繰戻して控除し、前年度分の所得税の還付を受けることもできません。

青色申告をするためには、申告をする年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出する必要があります。

境港青色申告会は「青色申告」をしている個人事業者の集まりです。現在の会員数は173人。講演会、研修会、レクリエーションなど様々な活動を行っています。入会に関心のある方は、境港青色申告会事務局(境港商工会議所内・☎44-1111)にお問い合わせください。(Z)

メリット多い 青色申告

—青色申告会ご入会の勧め—

①「青色申告」は水準の高い記帳帳簿に基づいて正しい申告をすることで、所得の計算などについて有利な取り扱いが受けられる制度です。その主な特典は次の通りです。

②純損失の繰越しと繰戻し(事業から生じた純損失の金額を翌年以後3年

最高10万円の控除を受けることができず)

③青色事業専従者給与の必要経費算入(事業主で生計を一つにする配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している者に支払う給与については、適正な金額である場合、必要経費に算入することができます)

④桜の花咲く頃、「ホテルセンチュリー21広島」で、中国地方青色申告会連合会(中青連)女性部の役員会が行われ、境港青色申告会女性部として参加しました。

山口、広島、岡山、島根、鳥取県の各方面から参加があり、第29回総会の開催と提出する議案について話し合いました。

その他の事項の中で、私も他の会の様子を見たいと、意見を求めました。お忙しい折とは存じますが、会員の皆様のご参加をお願い申し上げます。

6月19日(火)には、中青連女性部総会が「ホテルモナーク鳥取」で開催されます。お忙しい折とは存じますが、会員の皆様のご参加をお願い申し上げます。(E)

女性部だより

皆様と話し合いたく思いました。

「全国青色申告会総連合の事業に協力して、使用済み切手、一円募金の収集を続けて行きますよ」と、依頼されましたので、「会合時などに持ち寄る」、「何かついでのある時に事務局に届ける」などで、協力していきたいと思っております。